

環 境 方 針

東京都は、「気候変動の危機の顕在化」、「環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性」、「より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上」という3つの認識を踏まえ、少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指しています。

そこで、これまでの取組・経験を踏まえて、独自の環境マネジメントシステムを導入し、事業活動における環境配慮に関する行動を適切に実行していきます。

そのため、東京都は、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

(1) 環境改善への積極的な努力

規制的・誘導的手法のほか、環境負荷の少ないまちづくりの手法など多様な方法で良好な環境の創出に努めます。また、資源・エネルギーを効率的に使えるような社会を築くことにより、地球環境問題の解決に貢献します。

(2) 事業活動における環境配慮の徹底

事業活動を行うときは、環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限に抑えるように努めます。

特に、日常業務活動においては、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の削減とリサイクルを徹底します。

(3) 自律的な行動を起こす環境づくりの推進

ア 都民、事業者の取組を支援する仕組みづくり

環境学習、情報提供、普及啓発の推進などを通じて、都民、事業者、行政のそれぞれが自律的に環境配慮の行動を起こす仕組みを整えます。

イ 供給者への環境配慮の働きかけ

都民や他の事業者と共同することなどにより、供給者に対して環境に配慮した商品の生産やサービスの提供を働きかけます。

特に、日常業務活動においては、グリーン購入の推進を通じ、都と取引のある供給者に対して、需要者の立場から直接、環境に配慮した行動を求めています。

平成26年 4月 1日
総括環境管理責任者 環境局長